

(6) 専任技術者一覧表〔別紙四〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

別紙四

〈記載対象者〉

①許可申請の場合

今回申請する業種の専任技術者だけでなく、既に許可を受けている場合にはその専任技術者も含む全員を記載すること。

②変更届の場合

変更後の専任技術者全員を記載すること。

専任技術者一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本 店 古 川 支 店	菅 原 三 郎	土-9, と-9	13
	永 浦 四 郎	内-9	37
	馬 場 仁	園-4	02

営業所一覧表(更新)〔別紙二(2)〕に記載した営業所を、記載した順にすべて記載する。

〈専任技術者の常勤性の確認〉
・次の専任技術者については、標準報酬決定通知書で常勤性を確認します。
①新規, 更新申請の場合
本様式に記載した者全員
②追加, 般特新規申請の場合
申請に係る者のみ
③変更届の場合
変更のあった者(削除する者を除く)のみ

専任技術者となっている業種の略号を記入する。

P. 71記載要領の建設業の種類・有資格区分のコード番号表にしたがって該当する数字を記入する。

国家資格者はP.72~77の資格表を参照し、該当するコード番号を記入する。

<資格証明書>

1級技術検定(第一次検定)合格証明書	(^_^)
本籍 宮城県 氏名 牛坂 洋子 昭和57年6月23日生	
建設業法の規定に基づく令和 3年度土木施工管理に関する 1級の第一次検定に合格したことを証し、1級土木施工管理技士補と称することを認める。	
令和○年○月○日	
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○	

1級技術検定(第二次検定)合格証明書	(^_^)
本籍 宮城県 氏名 牛坂 洋子 昭和57年6月23日生	
建設業法の規定に基づく令和 3年度土木施工管理に関する 1級の第二次検定に合格したことを証し、1級土木施工管理技士と称することを認める。	
令和○年○月○日	
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○	

1級建築士免許証明書	
牛坂 洋子 昭和57年6月23日生	(^_^)
登録番号 第一〇〇〇〇〇-号	
一級建築士	
登録年月日 令和○年○月○日	
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)により免許された一級建築士であることを証明する。	
令和○年○月○日	
中央指定登録機関 社団法人日本建築士会連合会会長 ○ ○ ○ ○	
社団法人日本建築士会連合会は建築士法第十条の四第1項の規定により国土交通大臣が指定した中央指定登録機関である。	
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○	

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。